CONTENTS

HABIKINO

2010 JULY

No.585

2010年7月1日発行

羽曳野市 市長公室 秘書課 〒583-8585 羽曳野市誉田4-1-1 072-958-1111(代表)

URL http://www.city.habikino.osaka.jp/ E-mail mailbox@city.habikino.osaka.jp



カメラ付き携帯電話のパーコードリーダで 左のQRコードを読み取ってください。「モ パイルシティはびきのJをご覧いただけま す(QRコードは㈱デンソーウェーブの登録 商標です)。

今月の表紙

LICはびきのにて、夏季限定で駄菓子と特 産品、コーヒーやソフトドリンクの販売を行いま す。また、夕方からは羽曳野産ワインや地元食材 を活かした料理などの提供も行います。詳しく は、㈱みのりの里へお問合せください。☎950 -5500/(下部の紫陽花は道の駅:5月末)

もくじ

- 1 表紙
- 2 参議院議員通常選挙
- 8 世界遺産
- 9 収穫祭・親子ふれあいキャンプ
- 10 羽曳野産フェア・行政対象暴力・サラダボール
- 11 青少年児童センター
- 12 高年介護課
- 13 国民健康保険・後期高齢者医療
- 14 健康ファミリー
- 15 国民年金・かかりつけ健康メール・東洋医療
- 16 図書館だより・白鳥児童館
- 17 市民大学
- 20 子育て支援センター
- 22 街かどから
- 24 LICはびきの
- 25 制度・お知らせ・スポーツ
- 37 相談窓□
- 38 市民のページ・風流韻事
- 39 社協·警察
- 40 ウィーン展・平和展



羽曳野市

市章は"羽"の文字を抽象的に図案化し、シンプル に表現したもの。鳥のはばたきのような市の雄飛と 発展性を示しています。

面積…26.44km

人口…118,900人(前月比-5)

男… 56,954人 女… 61,946人

世帯… 48,711

(平成22年5月31日現在)

投票日は7月11日(日)

投票できる人

今回の選挙で投票できる人は、満 20歳以上(平成2年7月12日ま でに生まれた人)の日本国民で、平 成22年3月23日までに羽曳野市 の住民基本台帳に記載され、引き続 き居住されている人です。

期日前投票所で投票できる人

選挙の投票は、原則として投票日 に選挙人が投票所に行って投票する ことになっています。

しかし、投票日に他の市区町村で 仕事をしているとか、やむを得ない 用務で市外へ出掛ける(出張、旅行、 滞在) などの理由で、投票日当日に 投票所へ行ける見込みのない人は、 「期日前投票所で投票」することがで きます。

■期日前投票所での手続き■

投票所入場整理券(届いている場 合) を持って、本人が市役所 4 階会 議室または総合スポーツセンター(は びきのコロセアム) 1階幼児室まで お越しください。宣誓書(請求書) に不在の理由などを書いて投票して いただきます。身体が不自由なため 車いすなどをご利用で、市役所4階 へお越しの方は、担当職員がご案内 いたします。

■指定施設での不在者投票■

指定施設の病院等に入っている人 の場合は、投票したい旨をその病院 長(施設長)に申し出ると、その病 院(施設)で不在者投票をすること ができます。

○市内の指定病院(施設)

丹比荘病院▷府立呼吸器・アレル ギー医療センター(旧府立羽曳野病 院) ▷島田病院▷老人保健施設悠々 亭▷豊川病院▷藤本病院▷介護老人 保健施設まほろば▷城山病院▷高村 病院▷老人保健施設あったか村▷養 護老人ホーム四天王寺たかわし寮▷ 四天王寺悲田院養護老人ホーム〉四 天王寺悲田院特別養護老人ホーム〉 特別養護老人ホーム河原城苑〉羽曳 野特別養護老人ホーム▷ケアハウス はぴねす軽里▷ケアハウススマイル ▶特別養護老人ホームスマイル▶ケ アハウスロイヤルアンジュ▷特別養 護老人ホームアンジュ▷介護付有料 老人ホームライフコート春秋▷介護 付有料老人ホームライフビュー▷特 別養護老人ホームあすくの里▷特別 養護老人ホームあすくの里(老人短 期入所施設) ▷有料老人ホームオア シス北燦

■郵便による不在者投票■

身体障害者手帳、戦傷病者手帳又 は介護保険の被保険者証をお持ちの 方で、次のような障害のある選挙人 の方は、一般の不在者投票のほかに、 現在する場所(自宅など)で投票を する「郵便等による不在者投票」の 方法があります。

☆身体障害者手帳をお持ちの方で、 手帳に

- ・両下肢、体幹又は移動機能の障害 の程度が1級もしくは2級
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、 直腸、小腸の障害の程度が1級も しくは3級
- ・免疫もしくは肝臓の障害の程度が 1級から3級まで の記載のある方。

☆戦傷病者手帳をお持ちの方で、 手帳に

- ・両下肢、体幹の障害の程度が、特 別項症から第2項症まで
- ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、 直腸、小腸、肝臓の障害の程度が、 特別項症から第3項症まで の記載のある方。
- 注)手帳の記載だけではっきりしな

通常選挙

午前7時から午後8時まで

いときは、障害の程度に該当するという羽曳野市長の証明を受けてください。

☆介護保険の被保険者証を所持して おり、要介護状態区分が要介護5で ある者として記載されている方。

■郵便による不在者投票に おける代理記載制度■

郵便等による不在者投票ができる 方のうち、次の(1)又は(2)に該当 する方はあらかじめ選挙管理委員会 に届け出た選挙権のある方に投票に 関する記載(以下「代理記載」という。) をさせることができます。

- (1) 身体障害者手帳に、上肢または 視覚の障害の程度が 1 級と記載のあ る方
- (2) 戦傷病者手帳に、上肢または視覚の障害程度が特別項症から第2項症までの記載のある方

なお、代理記載の方法による投票を 行うためには、郵便等投票証明書の交 付申請に加えて、あらかじめ代理記載 の方法による投票を行うことができ る方であることの証明手続と代理記 載人となる方の届出の手続を行って おく必要があります。(これらの手続 を同時に行うことも可能です。)

- ○代理記載の方法による投票を行う ことができる者であることの証明手 続き(郵便等投票証明書に代理記載 の方法による投票を行うことができ る者である旨の記載を受けます)
- ○代理記載人となるべき者の届出の 手続き(選挙人に代わって投票に関 する記載を行う「代理記載人」とな るべき者を届け出ます)

なお、郵便による不在者投票には、「郵便投票証明書」が必要です。選挙 管理委員会で早急に手続きをしてく ださい。

※投票用紙の請求期限は7月7日(水) までです。

入場整理券は各家庭に郵送

■各自の入場整理券をお持ちください■

投票所入場整理券は、6月30日 までに各家庭に郵送します。紛失し ないようにして、投票所へ持参して ください。

何らかの事情で届かなかった場合 でも選挙人名簿に登録されていれば 投票できますので、投票所へお越し ください。

選挙公報は各家庭に配布

選挙公報は、候補者が提出した政策などを原文のまま写真印刷して、各家庭に配布します(7月9日までにお手元に届く予定です)。また、主な公共施設に選挙公報を備えますので、ご利用ください。

入場整理券及び選挙公報が届かない場合は、選挙管理委員会へお問い合わせください。また、点字版および朗読テープによる「選挙のお知らせ」も用意しています。

■大阪府選出議員選挙候補者の

ポスターは公営掲示板に■

大阪府選出議員選挙候補者のポスターは、選挙管理委員会が設置した244か所のポスター掲示板に貼られます(それ以外の屋外掲示は違法になります)。選挙期間中は、掲示しているポスターにいたずらしたり、ポスターを破損したりすると処罰されますので注意してください。

各投票所には、車いすを利用 されている人のための記載台 と、目の不自由な人のための点 字器を用意しています。投票日 当日、投票所で手話通訳が必要 な方は、事前に市選挙管理委員 会に申し出てください。 開票は投票日の 午後9時から、 市民体育館 (西浦) で行います。

期日前投票 (不在者投票) ができる期間と場所

6月25日 金~7月10日 生 午前8時30分~午後8時 期日前投票所

- ○羽曳野市役所本館4階会議室
- ○羽曳野市立総合スポーツセンター はびきのコロセアム 1 階 幼児室(南恵我之荘 4-237-4) 入場整理券を持ってお越しください。

投票所変更のお知らせ

今回の参議院選挙につきましては、学校の耐震補強工事の日程などにより「投票所」や「投票場所への順路」を変更しているところが一部ございますので十分ご注意ください。たいへんご迷惑をおかけしますがどうかご了承ください。

第9投票所

恵我之荘小学校→恵我之荘幼稚園

第 20 投票所

飛鳥公民館 → 佛号寺

第 34 投票所

埴生南小学校

「教室」→「体育館」

☆お問い合わせは…

羽曳野市選挙管理委員会 〒 583-8585

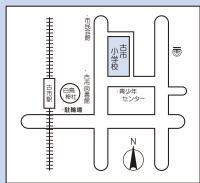
住所 羽曳野市誉田4-1-1 電話 072-958-1111 (内線 4610・4620)

投票所と投票区域

投票区	投 票 所	投 票 区 域
1	古 市 小 学 校 講 堂	古市1丁目〜4丁目、誉田1丁目、古市番地の一部 碓井1丁目〜2丁目、碓井3丁目532番地〜、川向
2	白 鳥 会 館 会 議 室	白鳥1丁目~3丁目、翠鳥園、軽里1丁目~3丁目、栄町1~8番
3	誉 田 中 学 校 教 室	誉田2丁目~7丁目
4	東 部 コ ミ ュ ニ ティ セ ン タ ー (石川プラザ)2階集会室	古市5丁目~7丁目、古市1479~1541番地、古市1679~1717番地、古市1726~1750 番地、古市1761~1775番地、西浦1576~1625番地、大黒172番地~250番地
5	竜王寺出荷組合出荷場	古市番地の一部(竜王寺)、飛鳥の一部
6	高 鷲 中 学 校 教 室	島泉1丁目~2丁目·9丁目
7	北宮中部公民館	高鷲1丁目、高鷲2丁目1~2番、(高鷲7丁目1~5番·7丁目8番地・7丁目75~77番地)以外の7丁目、高鷲8丁目~10丁目
8	恵 我 之 荘 集 会 所	恵我之荘1丁目~6丁目
9	恵 我 之 荘 幼 稚 園 遊 戯 室	南恵我之荘5丁目~8丁目
10	伊賀公民館	伊賀1丁目、伊賀2丁目1~7番・16~28番、伊賀5丁目~6丁目
11	人権文化センター	向野1丁目~3丁目、(向野173~225番地)以外の向野番地、野番地の一部
12	野々上公民館	野々上3丁目〜4丁目、(野々上5丁目1〜13番·16〜17番·5丁 目番地)以外の5丁目、伊賀2丁目8〜15番
13	高鷲南小学校体育館	(高鷲2丁目1〜2番)以外の2丁目、(高鷲3丁目1〜2番)以外の 3丁目、高鷲4丁目1番、高鷲5丁目6〜11番・5丁目番地、高鷲6 丁目、高鷲7丁目1〜5番・7丁目8番地・7丁目75〜77番地
14	西 浦 公 民 館	西浦3丁目·6丁目、(西浦4丁目164番地の3~22、165番地、 166番地の2~27)以外の4丁目、(西浦5丁目160番地の1、161 番地の2~10)以外の5丁目
15	西浦 小 学 校 体 育 館	西浦番地の一部(新町)、蔵之内、尺度442番地(府立食とみどりの総合技術センター)
16	尺 度 公 民 館	(尺度442番地)以外の尺度、東阪田の一部
17	東 阪 田 会 館	東阪田の一部、古市番地の一部(水守)、通法寺の一部、壺井の一部、西浦番地の一部、広瀬の一部
18	広 瀬 会 館	広瀬の一部、通法寺の一部(太閤園)、古市番地の一部、大黒251~307番地、壺井の一部
19	駒 ケ 谷 小 学 校 体 育 館	駒ケ谷、大黒の一部、営田番地の一部
20	佛 号 寺	飛鳥の一部、古市番地の一部
21	大 黒 公 民 館	大黒の一部
22	壺 井 青 年 会 場	壺井の一部、通法寺の一部
23	通 法 寺 公 民 館	通法寺の一部、壺井の一部
24	丹 比 小 学 校 体 育 館	郡戸、(河原城205~208番地·210~263番地·580番地の5·585番地の1·3~5) 以外の河原城、埴生野558~598番地·1023~1030番地·1057~1244番地
25	野 公 民 館	野の一部、樫山、伊賀番地、向野173~225番地
26	府営羽曳野高鷲住宅集会所	高鷲3丁目1~2番、高鷲4丁目2~9番、高鷲5丁目1~4番、 野々上5丁目1~6番·16~17番·5丁目番地
27	府営羽曳野碓井住宅集会所	碓井3丁目1~531番地、碓井4丁目
28	羽 曳 が 丘 第 一 集 会 所	羽曳が丘1丁目~8丁目、学園前1丁目~2丁目(高鷲寮)、 河原城260~263番地、埴生野840番地·1245~1250番地、 西浦4丁目164番地の3~22·165番地·166番地の2~27、西浦5丁目160番 地の1·161番地の2~10
29	府営古市住宅集会所	府営古市住宅、市営古市住宅、古市番地の一部、大黒の一部、南古市1丁目~3丁目
30	羽曳山会館	はびきの1丁目~4丁目、府立呼吸器・アレルギー医療センター
31	羽 曳 が 丘 コミュニティセンター (MOMOプラザ)2階集会室	羽曳が丘9丁目・10丁目、羽曳が丘西1丁目~7丁目、学園前4丁目~5丁目、 埴生野942番地、河原城205~208番地·210~259番地·580番地の 5·585番地の1·3~5
32	島 泉 集 会 所	島泉3丁目~8丁目
33	社会福祉協議会西部事務所	南恵我之荘1丁目~4丁目
34	埴 生 南 小 学 校 体 育 館	伊賀3丁目~4丁目、桃山台1丁目~4丁目、学園前3丁目·6丁目(悲田院)、 はびきの5丁目~7丁目、埴生野316~324番地·805番地·823~838番地·1251~1312番地
35	野々上東連合会館	野々上1丁目·2丁目、野々上5丁目7~13番
36	新 西 浦 会 館	西浦1丁目・2丁目、栄町9~10番

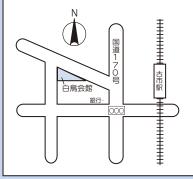
投票所をご確認ください

第1投票所(古市小学校講堂)



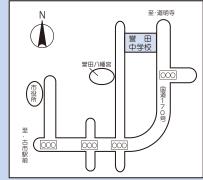
投票区域:古市1~4丁目、誉田1丁目、 古市番地の一部、碓井1~2丁目、 碓井3丁目532番地~、川向

第2投票所(白鳥会館会議室)



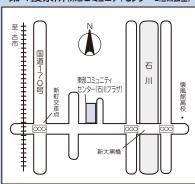
投票区域:白鳥1~3丁目、栄町1~8番 翠鳥園、軽里1~3丁目

第3投票所(營田中学校教室)



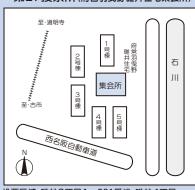
投票区域:營田2~7丁目

第4投票所(東部コミュニティセンター 2階集会室)



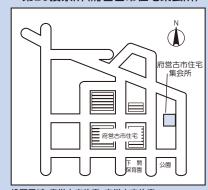
投票区域:古市5~7丁目、古市1479~1541番地、古市1679~ 1717、古市1726~1750、古市1761~1775、 西浦1576~1625番地、大黒172~250番地

第27投票所(府営羽曳野碓井住宅集会所)



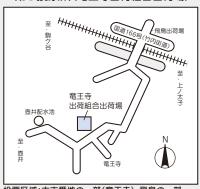
投票区域: 碓井3丁目1~531番地、碓井4丁目

第29投票所(府営古市住宅集会所)



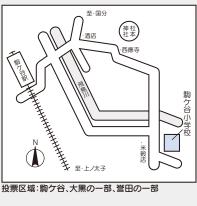
投票区域:府営古市住宅、市営古市住宅、 古市番地の一部、大黒の一部、 南古市1丁目~3丁目

第5投票所(竜王寺出荷組合出荷場)



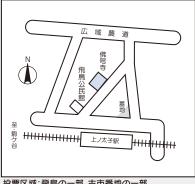
投票区域:古市番地の一部(竜王寺)、飛鳥の一部

第19投票所(駒ケ谷小学校体育館)



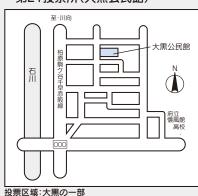
投票区域:駒ケ谷、大黒の一部、誉田の一部

第20投票所(佛号寺)

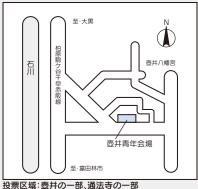


投票区域:飛鳥の一部、古市番地の一部

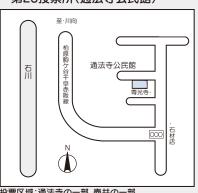
第21投票所(大黒公民館)



第22投票所(壺井青年会場)



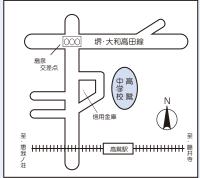
第23投票所(通法寺公民館)



投票区域:通法寺の一部、壺井の一部

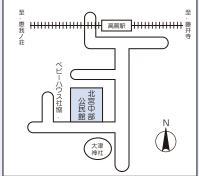
まかせずに『自分で選ぼつ』まかす人

第6投票所(高鷲中学校教室)



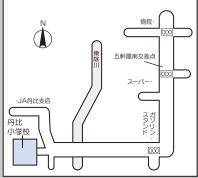
投票区域:島泉1~2丁目·島泉9丁目

第7投票所(北宮中部公民館)



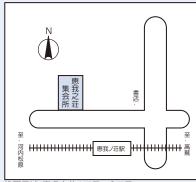
投票区域:高鷲1丁目、高鷲2丁目1~2番、 (高鷲7丁目1~5番·同丁目8番地·同75~ 77番地)以外の7丁目、高鷲8丁目~10丁目

第24投票所(丹比小学校体育館)



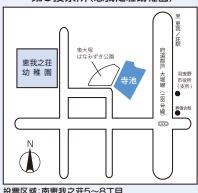
投票区域: 郡戸、(河原城205~208番地·同210~263番地· 580番地の5·585番地の1·3~5)以外の河原城、 埴生野558~598番地·1023~1030番地·1057~1244番地

第8投票所(恵我之荘集会所)



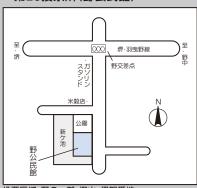
投票区域:恵我之荘1丁目~6丁目

第9投票所(恵我之荘幼稚園)



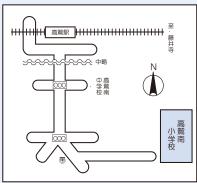
投票区域:南恵我之荘5~8丁目

第25投票所(野公民館)



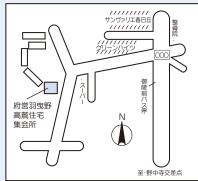
投票区域:野の一部、樫山、伊賀番地、 向野173~225番地

第13投票所(高鷲南小学校体育館)



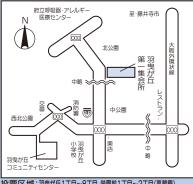
投票区域:(高鷺2丁目1~2番)以外の2丁目、(高鷺3丁目1~2番) 以外の3丁目、高鷲4丁目1番、高鷲5丁目6~11番・5丁目 番地、高鷲6丁目、高鷲7丁目1~5番、7丁目8番地·7丁目

第26投票所(府営羽曳野高鷲住宅集会所)



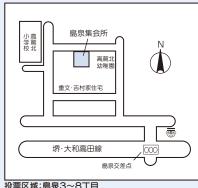
投票区域:高鷲3丁目1~2番、高鷲4丁目2~9番、 高鷲5丁目1~4番、野々上5丁目1~6番 16~17番·5丁目番地

第28投票所(羽曳が丘第一集会所)



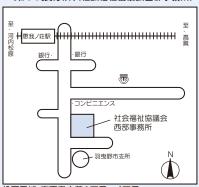
投票区域:羽曳が丘1丁目~8丁目、学園前1丁目~2丁目(高驚景)、 河原城260~263番地、埴生野840番地、同1245~1250番 地、西浦4丁目164番地の3~22・165番地・166番地の 2~27、西浦5丁目160番地の1・161番地の2~10

第32投票所(島泉集会所)



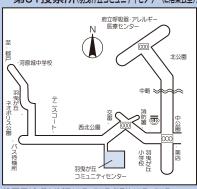
投票区域:島泉3~8丁目

第33投票所(社会福祉協議会西部事務所)



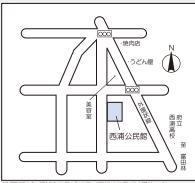
投票区域:南恵我之莊1丁目~4丁目

第31投票所(独加コミュニティセンター(2階集会))



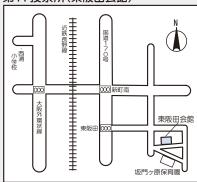
投票区域:羽曳が丘西1丁目~7丁目、学園前4丁目~5丁目、 埴生野942番地、河原城205~208番地·210~259番地· 580番地の5.585番地の1.3~5、羽曳が丘9丁目・

第14投票所(西浦公民館)



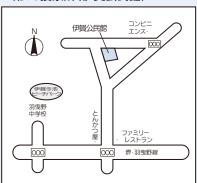
投票区域:西浦3丁目・6丁目、(西浦4丁目164番地の3~ 22・165番地・166番地の2~27)以外の4丁目 (西浦5丁目160番地の1・161番地の2~10)以外 の5丁目

第17投票所(東阪田会館)



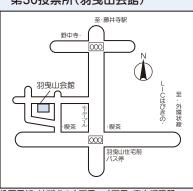
投票区域:東阪田の一部、古市番地の一部(水守)、 通法寺の一部、壷井の一部、西浦番地 の一部、広瀬の一部

第10投票所(伊賀公民館)



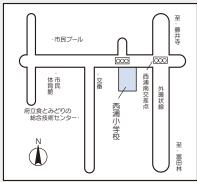
投票区域:伊賀1丁目、伊賀2丁目1~7番·16~ 28番、伊賀5丁目~6丁目

第30投票所(羽曳山会館)



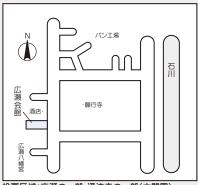
投票区域:はびきの1丁目~4丁目、府立呼吸器・ アレルギー医療センター

第15投票所(西浦小学校体育館)



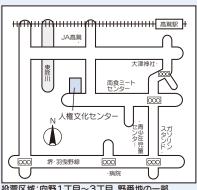
投票区域:西浦番地の一部(新町)、蔵之内、 尺度442番地(府立食とみどりの総合 技術センター)

第18投票所(広瀬会館)



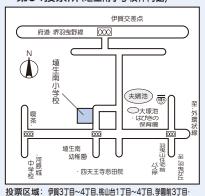
投票区域:広瀬の一部、通法寺の一部(太閤園)、 古市番地の一部、大黒251~307番地、

第11投票所(人権文化センター)



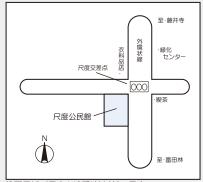
投票区域:向野1丁目~3丁目、野番地の一部 (向野173~225番地)以外の向野番地

第34投票所(埴生南小学校体育館)



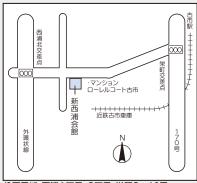
6丁目(悲田院) 、はびきの5丁目~7丁目、埴生野316~ 324番地·805番地·823~838番地·1251~1312番地

第16投票所(尺度公民館)



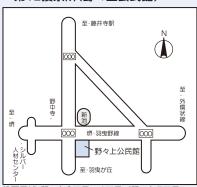
投票区域:(尺度442番地)以外の尺度、 東阪田の一部

第36投票所(新西浦会館)



投票区域:西浦1丁目·2丁目、栄町9~10番

第12投票所(野々上公民館)



投票区域:野々上3丁目~4丁目、(野々上5丁目 1~13番·16~17番·5丁目番地) 以外の5丁目、伊賀2丁目8~15番

第35投票所(野々上東連合会館)



投票区域:野々上1丁目·2丁目、 野々上5丁目7番~13番